

授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への 派遣留学生募集要項（平成29年1月～12月出発分）

国際交流推進機構

ここでいう派遣留学生とは、授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定に基づいて本学の学部又は大学院に在籍しつつ、1年以内の1学期又は複数学期の間、海外の大学で教育を受けて単位を取得し又は研究指導を受ける交換留学生をいう。

1. 応募資格

- ①本学の学部又は大学院の正規課程に留学が終了するまで在籍する者
 - ②留学期間が1学期以上1年以内の者
 - ③休学することなく留学する者で、部局長の推薦を受けた者
 - ④派遣先大学の応募資格を有する者
- （注）本学の授業料を納付することにより、留学先での授業料等は徴収されない。

2. 派遣先大学及び募集人員

別紙「大学間学生交流協定校一覧」のとおり

3. 応募方法および応募書類

オンライン申請の URL およびログインに必要な ID・パスワードを所属学部・研究科の学務担当掛を通じて入手し、オンライン申請を行う。必要書類をアップロードして申請を済ませたら、出力した参加申込書と共にその他提出書類を所属学部・研究科学務担当掛へ提出すること。

《申請時アップロード書類》

- ① 志望動機書（様式1-1）… 所属学部・研究科を通じて入手すること。
- ② 語学力の証明書（留学先の応募条件である語学・コピー可）
※英語圏への留学希望者は、希望先大学の設定する必要語学力の85%（豪州・NZの大学、テキサス大学オースティン校は100%）以上の得点（各部ごとのスコアは問わない）で、かつ最低 iBT 68点以上、IELTS の場合は5.5以上を取得していることを学内応募の必須条件とする。なお、TOEIC スコアは留学に係る語学力を評価する判断として扱わないので注意すること。また、iBT/IELTS スコアの提出の必要がない大学へ出願する場合も学内選考の判断材料とするので応募の際に提出すること。
- ③ 写真（胸から上を収めたもの、JPEG 形式）

《所属学部・研究科への提出書類》

- ①参加申込書（オンライン申請後に出力した用紙。提出前に、必ず健康状態について署名をし、担当教員からの署名と印をもらうこと。）
- ②学業成績証明書（学部1年次以降のもの：和文・原本、他大学在学時のものも提出のこと）
- ③学科・専攻等の長又は指導教員の推薦書（日本語・原本）
指導教員が決定していない者は、所属学部・研究科の教務担当掛で相談すること。
（注）本学内での選考により出願が許可された者は、改めて留学先への出願書類を作成することとなる。その際、英文での成績証明書や留学先の言語で書かれた推薦状が必要な場合もある。

4. 募集締切 平成28年4月26日（火）17:00（国際教育交流課への提出期限）

上記の応募締切は教育推進・学生支援部国際教育交流課の締切である。なお、学部・研究科を通じて応募のあった者のみを受け付けるので、所属学部・研究科に従って提出すること。オンライン申請が上記締切前であっても、所属学部・研究科の定める締切日までに書類提出を行っていない場合は、申請を受け付けることはできない。前回までの募集に応募した者も結果として留学できたか否かに関わりなく今回の募集に応募できる。

5. 協定校への出願可否等の決定および留意事項

応募書類により学内で選考を行い、各応募者の出願の可否、出願先等を決定して、平成28年6月初旬頃、所属部局長に通知する。出願を許可された者には、受入先相手校から要項等が届き次第、国際教育交流課から出願書類作成の指示を行い、国際教育交流課を通じて出願することとなる。なお、最終的な留学の可否は受入先相手校が決定するため学内選考で許可されても必ずしも留学できるとは限らない(例えばカナダのケベック州大学学長協議会内の大学を希望した場合、各加盟校の事情により、同会の他大学や同会以外の協定校へ留学を変更せざるを得ない場合がある)。

ビザや住居、保険、航空券の手配に関しては自身で行い、費用も自己負担となります。また渡航期間中は必ず日本の海外旅行保険に個人で自己負担にて加入していただきますのでその点もご注意ください。

6. 出願決定者

出願決定者には、国際教育交流課から直接本人宛に指定の URL を通知する。申請時に発行されたログイン ID と自身で作成したパスワードでログインし、追加情報入力を行うこと。また、追加情報のうち、現地連絡先、メールアドレス等の情報は渡航中も随時更新を行うこと。

7. 留学後の報告

派遣留学生は帰国後、所定の報告書(様式2-1)、派遣先大学発行の成績証明書等を速やかに追加情報入力ページからアップロードし、提出すること。